



医療・介護・年金

医療

国民健康保険制度

問 保険福祉課 医療保険係 ☎ 32-2516

国民健康保険

健康保険制度とは、病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろからみんなでお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。日本では国民皆保険制度になっているため、すべての人が必ずいずれかの健康保険に加入していなければなりません。この健康保険制度のなかで、国民健康保険は皆さんが住む都道府県および市区町村が運営をしています。国民健康保険に加入する一人ひとりのことを被保険者といい、職場の健康保険などに加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国民健康保険に加入します。

※国民皆保険制度ではすべての人が常にいずれかの健康保険に加入していないといけないため、職場の健康保険などの資格がなくなった後に国民健康保険加入の手続きが遅れた場合、その健康保険の資格を喪失した日まで遡って国民健康保険に加入することになり、あわせてその分の国民健康保険税をお支払い頂くこととなります。

国民健康保険の届け出は14日以内に

	資格取得・喪失の理由	必要なもの
資格を取得する場合	転入したとき	転出証明書
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先の健康保険の資格喪失証明書
	健康保険の任意継続の期間が終了したとき	任意継続保険資格喪失証明書
	生活保護をうけなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
資格を喪失する場合	転出するとき	国民健康保険証
	勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国民健康保険証、勤務先の保険証
	死亡したとき	国民健康保険証、相続人代表の人の通帳、喪主の人の通帳(相続人代表と喪主が同じ場合は1つで構いません。)、喪主の人が確認できるもの(会葬御礼、火葬許可証、葬儀の請求書+領収書のいずれか) ※死亡された人と相続人代表の人の世帯が別の場合は、続柄が分かるもの(戸籍謄本など、コピー可)
	生活保護をうけるようになったとき	国民健康保険証、生活保護開始決定通知書

※全ての手続に、本人確認書類が必要です。

その他

こんなとき	必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(運転免許証など)
修学などのため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、入所証明書、他市区町村の住民票

※上記以外のものが必要になる場合があります。

給付

● 病気やケガなどで診療を受けたとき(療養の給付)

病院や薬局で保険証を提示すれば医療費の一部(自己負担割合)を支払うだけで医療を受けることができます。

▶ 自己負担割合について

義務教育就学前	2割
義務教育就学以上70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	・2割 ・現役並み所得者は3割(※1)

(※1)現役並み所得者とは、世帯内に70歳から74歳までの国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方がいる人です。

● 入院時の食事代

入院しているときは診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代(標準負担額といいます。)を自己負担することになります。

この標準負担額については所得により異なります。

● いったん医療費の全額を自己負担したとき(療養費の支給)

いったん全額を自己負担した後、保険福祉課医療保険係の窓口で申請し、認められれば自己負担分を除いた額が支給されます。

● 死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行なった人に3万円が支給されます。

● 国民健康保険で受けられないもの

- ・健康診断や予防注射
- ・美容整形や歯科矯正
- ・正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
- ・仕事上の病気やケガ(労災保険の適用)

● 制限されるもの

- ・けんか、泥酔などによる病気やケガ
- ・犯罪を犯したときや故意による病気、ケガ
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

● 高額療養費とは？

1か月内の医療費が高額となったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では、限度額が異なります。

▶ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・金融機関の通帳など振込先の分かるもの(世帯主名義)
- ・医療機関などが発行した領収書または支払証明書

● 限度額適用認定証

国民健康保険証と交付された限度額適用認定証を病院窓口などに提示することにより、一定の限度額までで支払いが済むようになります。また、交付不要な人もいますので、対象かどうかはお問合せください。

※住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。

● 厚生労働大臣の指定する特定疾病について

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は「特定疾病療養受療証」を提示すれば自己負担額は1か月1万円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円)までとなります。

▶ 厚生労働大臣の指定する特定疾病とは

- ・先天性血液凝固因子障害の一部
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

▶ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・医師の意見書

● 交通事故などにあったとき(第三者行為)

「交通事故」「他人の犬にかまれた」「ゴルフボールがあたった」など第三者から傷害を受け、国民健康保険証で治療を受けたときは、速やかに保険福祉課医療保険係まで届け出てください。

この場合の医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えることができます。そのため、国民健康保険が相手側に請求することになります。

● 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときは出産育児一時金として48.8万円(産科医療補償制度に加入する医療機関などで出産したときは50万円)が支給されます。

原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われるので、出産した人は不足分だけを医療機関などへ支払います。出産費用が一時金に満たないときは、保険福祉課医療保険係に申請すれば、その差額が支給されます。

※別の医療保険から出産育児一時金が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

なお、妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

国民健康保険税

● 国民健康保険税

国民健康保険に加入すると、国民健康保険税を納めなければなりません。納められた国民健康保険税は国の補助とあわせて病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産一時金や葬祭費の給付に必要な費用に充てられます。また、40歳から64歳までの加入者には、介護保険分の保険税をあわせて納めていただきます。

● 国民健康保険加入者は所得の申告が必要です

国民健康保険税の税額は、国民健康保険に加入している人、世帯に国民健康保険に加入している人がいる世帯主の、前年の所得に基づいて計算します。適正に税額を計算するためにも所得の有無にかかわらず、所得の申告をお願いします。(ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されている人や確定申告をしている人は除きます。)

世帯の中の国民健康保険加入者に申告がない所得不明者がいる場合、適正な国民健康保険税が計算されないだけでなく、高額医療費の自己負担限度額も上位所得者と同じ扱いになりますので、必ず所得の申告をしてください。

※国民健康保険税については、国民健康保険加入者全員の合計所得が一定の所得より低い場合、その所得に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割軽減されます。

● 保険税の納め方

▶ 普通徴収

納付書または口座振替により納めます。

▶ 特別徴収

①世帯内の国民健康保険加入者の全員が65歳以上75歳未満であること。②世帯主の年金受給額が年間18万円以上であること。③国民健康保険税と介護保険料の合計が年金受給額の1/2を超えないこと。以上の条件をすべて満たす世帯である場合、自動的に年金からの天引きに変更になります。

※保険税の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期については税務課☎32-2515へお問合せください。

福岡県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を交付します

● 高齢受給者証

みやこ町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人は、所得などに応じて自己負担割合が記載された被保険者証が交付されます。

● 高齢受給者証の対象者

▶ 70歳から74歳までの人

70歳になる月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から対象になります。

(例)7月1日が誕生日⇒7月から対象

7月2日が誕生日⇒8月から対象

※75歳以上の人については75歳になる誕生日から、後期高齢者医療制度に加入することになります。

● 交付

70歳以上74歳の人:毎年7月下旬に郵送します。

今後70歳になる人:70歳になる誕生日(1日生まれは前月)の中旬に郵送により交付します。

医療費の窓口負担割合

世帯の所得状況によって、2割負担または3割負担になります。

▶ 3割負担になる人

70歳から74歳の国民健康保険加入者の中で住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯の人です。

ただし、次の要件に該当する場合は、申請することにより、窓口の割合が2割になります。

- ▶ 同じ世帯に70歳以上の国民健康保険被保険者または国民健康保険から後期高齢者医療に移行した人が1人の場合……収入合計が383万円未満
- 2人以上の場合…収入合計が520万円未満

後期高齢者医療制度

問 保険福祉課 医療保険係 ☎ 32-2516

後期高齢者医療

平成20年4月から、それまでの老人保健制度に代わり、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増える中、国が進める医療制度改革の1つとして創設された後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担と給付を明確にし、75歳以上の人の心身の特性や生活実態などを踏まえた、公平でわかりやすい制度として実施されています。

対象となる時(資格を取得するとき)

加入条件	手続きに必要なもの
75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)	75歳の誕生日の前月に保険証を郵送します
65歳以上75歳未満の一定の障がいをお持ちの人が申請を行い、広域連合から認定を受けたとき(認定を受けた日から)	・後期高齢者医療制度加入前の保険証 ・障害者手帳など
適用除外要件に該当しなくなったとき(生活保護の廃止など)	後期高齢者医療制度に加入することが確認できる書類

対象でなくなるとき(資格を喪失するとき)

喪失となるとき	手続きに必要なもの
死亡したとき	・亡くなられた人の後期高齢者医療被保険者証 ・相続人代表の人の通帳 ・喪主の人の通帳(相続人代表と喪主が同じ場合は1つでかまいません。) ・喪主の人が確認できるもの(会葬御礼、火葬許可証、葬儀の請求書+領収書のいずれか) ※死亡された人と相続人代表の人の世帯が別の場合は、続柄が分かるもの(戸籍謄本など、コピー可)
75歳未満の人が一定の障がいの状態に該当しなくなったとき	・後期高齢者医療被保険者証 ・障害者手帳
適用除外要件に該当するようになったとき(生活保護の開始など)	・後期等高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療制度に該当しなくなったことが確認できる書類

保険料の納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。納める保険料は75歳の誕生日前日の月分からです。

▶ 特別徴収(年金からの天引き)

保険料は年金の支給額から天引きされます。

▶ 普通徴収(納付書・口座振替)

年金受給額が年額18万円未満の人や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金受給額の2分の1を超えてしまう人は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めていただきます。

※保険料の納付方法変更の申込方法や納付方法の切替時期については税務課(☎32-2515)へお問合せください。

入院をされる時

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人(非課税世帯)が入院する場合、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口に表示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。保険福祉課医療保険係の窓口で後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の発行手続きを行なってください。

また、負担割合が3割かつ同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人は、限度額適用認定証の対象となりますので、窓口で発行手続きを行ってください。※非課税世帯のみが対象となります。

交通事故などにあつたとき(第三者行為)

交通事故などで第三者から傷害を受け、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けたときは、速やかに保険福祉課医療保険係まで届けてください。

医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、後期高齢者医療で一時的に医療費を立て替えることができます。その後、相手側に請求することになります。

後期高齢者医療受給者が医療機関などで医療費を全額自己負担した場合

後期高齢者医療受給者が、緊急その他やむを得ない理由により保険証を持たず医療機関などにおいて診療、薬剤の支給もしくは手当てを受けた場合、あとで払い戻しが受けられます。

ただし、次の場合は医師の指示または必要と認めたとときに限り、払い戻しが受けられます。

- ・あんま、ハリ、灸、マッサージの費用
- ・補装具代
- ・重病人の入院、転院などの移送にかかった費用など

健康診査の実施

生活習慣病の予防および早期発見・早期治療は重要であることから、広域連合において、健康診査を実施します。詳しくは広域連合へお問合せください。

- 問合先 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092-651-3111

重度障がい者医療

問 保険福祉課 医療保険係 ☎ 32-2516

重度障がい者医療とは

重度障がい者に係る医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

対象者

- ・身体障がい者(手帳1・2級)
 - ・知的障がい者(知能指数35以下)
 - ・重複障がい者(身体障害者手帳3級かつ知能指数36以上50以下)
 - ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
- ※生活保護受給者は対象となりません。
※3才未満は子ども医療制度優先となります。
※65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者に限りません。

所得制限

特別障害者手当と同じ

自己負担額

- 通院:500円/月
入院:一般世帯 500円/日(10,000円/月まで)
非課税世帯^(注1) 300円/日(6,000円/月まで)
※入院中の食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用は助成の対象外です。
(注1)保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人
- ・自己負担額は1医療機関ごと(薬局を除く)の金額です。
 - ・福岡県外で受診をした場合は、重度障がい者医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
 - ・治療用装具(コルセットなど)の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

子ども医療

問 保険福祉課 医療保険係 ☎ 32-2516

子ども医療とは

中学生までのお子さんの医療費の自己負担分を助成する制度です。

子ども医療証をお持ちでない人は事前に申請が必要となります。

対象者	15歳年度末までの子(生活保護受給者を除く)
所得制限	なし
自己負担額	なし(3歳に到達した日の月末まで) 3歳に到達した翌月以降 通院 600円/月 入院 500円/日(月7日限度) 医療機関ごと(薬局を除く)
有効期間	15歳に到達した以後の最初の3月31日まで
更新	3歳に到達する月

- ※保険がきかない費用(予防接種・薬の容器代など)や入院時の食事代は助成の対象外です。
- ※福岡県外で受診をした場合は、子ども医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
- ※治療用装具(コルセットなど)の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

青少年医療

問 保険福祉課 医療保険係 ☎ 32-2516

青少年医療とは

高校生世代のお子さんの医療費の自己負担分を助成する制度です。

青少年医療証をお持ちでない人は事前に申請が必要となります。

対象者	高校生世代(15歳~18歳)の子ども(生活保護受給者を除く)
所得制限	なし
自己負担額	通院 600円/月 入院 500円/日(月7日限度) 医療機関ごと(薬局を除く)
有効期間	18歳に到達した以後の最初の3月31日まで

※重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療証の交付を受けている人は対象となりません。

- ※保険がきかない費用(予防接種・薬の容器代など)や入院時の食事代は助成の対象外です。
- ※福岡県外で受診をした場合は、青少年医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
- ※治療用装具(コルセットなど)の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

ひとり親家庭等医療とは

ひとり親家庭等医療制度は次のいずれかに該当する人の医療費の自己負担分を助成する制度です。
 (※ひとり親家庭等医療制度には、対象者の除外規定として所得制限があります。)

対象者

母子家庭・父子家庭・父母のいない家庭など
 児童は16歳になる年の4月1日から18歳になる年度末まで。
 (子ども医療証は中学生までです。その後ひとり親家庭等医療に該当する人は4月にひとり親家庭等医療証を郵送します。)
 ※生活保護受給者は対象となりません。

自己負担額

通院:800円/月まで
 入院:500円/日まで(3,500円/月まで)
 ※入院中の食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用は助成の対象外です。
 ・自己負担額は1医療機関ごと(薬局を除く)の金額です。
 ・福岡県外で受診をした場合は、ひとり親家庭等医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
 ・治療用装具(コルセットなど)の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

更新

毎年10月1日

未熟児養育医療

未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な乳児(1歳未満)について、その治療に必要な医療費の給付を受けることができる制度です。

対象者

指定養育医療機関にて入院療養を要する満1歳未満の未熟児で、次のいずれかに該当する人。
 (1)出生体重が2000g以下の未熟児
 (2)生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 ア 一般状態 (a)運動不安、けいれんがある
 (b)運動が異常に少ない
 イ 体温 摂氏34度以下のもの
 ウ 呼吸器循環器系 (a)強度のチアノーゼが持続するかチアノーゼ発作を繰り返す
 (b)呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、毎分30以下
 (c)出血傾向の強いもの

エ 消化器系 (a)生後24時間以上排便のないもの
 (b)生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 (c)血性吐物、血性便がある
 オ 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸があるもの

申請できる人

未熟児の保護者(主たる生計者)。
 原則として、養育医療の給付が必要となった日から起算して30日以内に申請してください。

給付内容

入院養育における診察・医学的処理・治療などが受けられます。
 ただし、保険が適用されない医療費は対象外です。

発見! わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている人でも楽に入出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



介護

介護保険

問 保険福祉課 介護保険係 ☎ 32-2516

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支える「社会保障制度」として、平成12年に始まりました。40歳以上の人は加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。保険料やサービス、制度などの見直しは3年に一度行われています。

介護保険料の決め方と納め方

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

介護保険料として、医療保険の保険料に上乗せして納めます。介護保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

※65歳になる年度の国民健康保険税は、誕生日以降の介護保険料を差し引いて計算されていますので、二重払いにはなりません。

65歳以上の人(第1号被保険者)

保険料は65歳になったら個別にかかります。本人や世帯の人の所得や課税状況に応じて、13段階に分けて算出されます。

保険料を滞納すると

通常、介護サービスを使う際の利用料金の自己負担額は1割または2割ですが、保険料を滞納した場合は滞納状況によって、利用料金の自己負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が支給されなくなります。

介護保険料段階(令和6年度～令和8年度)

段階	対象者	保険料算定	年間額	月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.285	19,836円	1,653円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.485	33,756円	2,813円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	47,676円	3,973円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	62,640円	5,220円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額	69,600円	5,800円
第6段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	83,520円	6,960円
第7段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3	90,480円	7,540円
第8段階	住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5	104,400円	8,700円
第9段階	住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.7	118,320円	9,860円
第10段階	住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.9	132,240円	11,020円
第11段階	住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.1	146,160円	12,180円
第12段階	住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.3	160,080円	13,340円
第13段階	住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額×2.4	167,040円	13,920円

介護サービスが利用できる人

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

●介護保険の対象となる病気(下記の特定疾病)が原因で要支援・要介護状態となった人
・申請後、要支援・要介護の認定を受けた人に、介護保険被保険者証が交付されます。

●特定疾病 筋萎縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、関節リウマチ、後縦靭帯骨化症、早老症、慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)、骨折を伴う骨粗鬆症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、両側のひざ関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、多系統萎縮症、初老期における認知症(アルツハイ

第1号被保険者の介護保険料の納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として納める保険料は65歳の誕生日前日の月分からです。

▶ 特別徴収(年金から天引き)

年金額が18万円以上の人は、年金の支給額から天引きされます。

▶ 普通徴収(納付書・口座振替)

年金額が18万円未満の人は、納付書や口座振替で金融機関などを通じて期日までに納めます。

ただし、特別徴収の人でも、次のような人は普通徴収で納めます。

- ・年度途中で65歳になられる人
- ・現況届が未提出の人
- ・年度途中で他市町村から転入した人
- ・年金担保などの理由で年金が支給停止になっている人
- ・年度途中で保険料額や年金額が変更になった人
- ・年度のはじめ(4月1日現在)に年金を受給していなかった人

※保険料の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期についてはお問合せください。

マー病など)、脳血管疾患(脳出血・脳梗塞など)、パーキンソン病関連疾患、がん末期、脊髄小脳変性症、閉塞性動脈硬化症

65歳以上の人(第1号被保険者)

●家事や身仕度など、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の人

●寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の人

- ・支援や介護が必要になった原因は問いません。
- ・介護保険被保険者証が65歳以上の人全員に交付されます。申請後、要支援・要介護の認定を受けた人には認定内容が記載されます。

年金

国民年金

問 住民課 住民係 ☎ 32-2510

国民年金制度とは、老後だけでなく万が一の障がいや生計中心者の死亡の際に国民生活の安定を図る制度です。

国民年金の種類

老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除された期間や、合算対象期間を含む)が合計10年以上ある人が、65歳から受給できます。

※希望すれば、60歳から受給できますが、金額が少なくなります。

障害基礎年金

国民年金加入中または60から65歳までの間に、病気やけがで障がい者になったときに受給できます。(納付要件があります。)

また、20歳前の病気やけがで障がい者になった人は、20歳になったときから受給できます。

遺族基礎年金

国民年金の加入者などが死亡したとき、その人に生計を維持されていた18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障がいの状態にあるときは20歳未満の子のいる配偶者、または子が受給できます。

寡婦年金

老齢基礎年金を受給できる夫が何の年金も受給せず死亡したとき、10年以上婚姻期間がある妻が受給できます。

※ただし、受給期間は60~65歳です。

国民年金への加入

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

※60~64歳の人や、外国に住んでいる日本人も、希望すれば加入できます。(任意加入)

加入者の種類(3種類あります。)

第1号被保険者	自営業、農林漁業、自由業、学生、無職の人など
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している人など
第3号被保険者	会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者(夫や妻)

こんなときは、この手続き

こんなとき	持っていくもの	いつまでに	どこへ
会社などに勤めていない人が20歳になったとき	本人確認できるもの		
会社をやめたり、健康保険の扶養からはずれたとき(離婚、配偶者の離職など)	本人確認できるもの 離職票、資格喪失証明書 年金手帳または基礎年金番号通知書	14日以内	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
年金手帳を汚したり、なくしたとき	本人確認できるもの	すぐに	お急ぎの場合年金事務所へ
年金の保険料を納められないとき	申請免除 年金手帳または基礎年金番号通知書 ※離職した人は離職票など	そのとき	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
	学生納付特例制度 年金手帳または基礎年金番号通知書、 学生証または在学証明書		
付加保険料を納めたいとき	年金手帳または基礎年金番号通知書		
国民年金を受給するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書 預金通帳(本人名義) 戸籍謄本など	年金を受給する資格を得た日から5年以内	
国民年金を受給している人が氏名を変えたとき	年金証書または基礎年金番号通知書	14日以内	
年金を受給している人の住所が変わったとき		14日以内	
年金を受け取る金融機関を変えるとき	住民課住民係に手続き用の書類があります。	そのとき	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
年金証書をなくしたとき		すぐに	
国民年金を受給している人が死亡したとき	死亡された人により異なるため事前にお問合せください。	14日以内	

※令和4年3月31日をもって年金手帳が廃止されたため、令和4年4月1日より基礎年金番号通知書の発行を行っています。年金手帳および基礎年金番号通知書のいずれかの紛失などによる再交付申請に対しても、基礎年金番号通知書を再発行します。

※年金手帳…加入者がもっているもの ※年金証書…受給者がもっているもの

※付加保険料…将来年金を多く受給したい人が、通常の保険料に加えて納める保険料です。

※手続きによっては、他にも必要なものがありますので、事前にお問合せください。

国民年金保険料の免除制度

国民年金には法で定められている要件に該当すれば保険料の納付が免除される「法定免除」と、経済的な理由などで申請により保険料の納付が免除される「申請免除」という制度があります。

法定免除

次のいずれかに該当したときに届け出れば、その間の保険料が免除されます。

1. 障害年金(1,2級)などを受給するようになったとき
2. 生活保護を受けるとき
3. 厚生労働大臣が指定する施設に収容されているとき

申請免除

本人、世帯主、配偶者の前年中所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の全部または一部が免除されます。

失業、倒産、事業の廃止の場合は、前年中の所得にかかわらず免除となる場合があります。

※離職票などの写しが必要です。

免除の種類	受給する年金額
全額免除	2分の1が反映されます。
4分の3免除	8分の5が反映されます。
半額免除	8分の6が反映されます。
4分の1免除	8分の7が反映されます。

※全額免除以外の一部免除は、保険料の一部を納めないと未納になります。

学生納付特例制度

学生本人の前年中所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができます。

※在学証明書、または学生証の写しが必要です。

免除などの手続きについて

受付場所

住民課住民係、小倉南年金事務所

受付期間

随時受け付けています。原則として毎年度手続きをする必要があります。

- ・免除申請、若年者納付猶予の期間は、7月から翌年6月までです。
- ・学生納付特例の期間は、4月から翌年3月までです。

必要なもの

- ・離職された場合は離職票、雇用保険受給者証など離職年月日を確認できる公的機関が証明する書類の写し
- ・在学証明書、または学生証の写し(学生納付特例のみ)

ほかにも国民年金には次のようなものがあります

付加年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金

※詳しくは、住民課住民係へおたずねください。

国民年金基金

厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業者などの国民年金第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この年金額の差を解消するためにできた上積みの年金が国民年金基金です。加入できるのは20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者と60歳以上65歳未満の人で、国民年金の任意加入をされている人で、保険料を納めている人です。また、付加年金保険料とあわせて加入することは出来ません。掛金などは、加入年齢によって異なりますので、詳しくは福岡県国民年金基金へお問合せください。

- 問合せ先 福岡県国民年金基金 ☎0120-65-4192

その他の年金制度

農業者年金(経営移譲年金など)

- ・農業委員会 ☎32-2512
- ・もよりの各農協(JA)窓口

共済年金

- ・各勤務先の共済組合

厚生年金

- ・勤務先を管轄する年金事務所